

報告第 1 3 号

地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	7. 3. 4	円 54,483	令和 6 年 12 月 27 日、中原区で、本市小型ごみ収集車が走行中、駐車していた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
2	環境局	7. 3. 19	円 259,600	令和 6 年 5 月 22 日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、道路に出ようとした際、被害者所有の花壇の外壁に接触し、破損させたもの
3	中原区役所	7. 3. 13	円 250,000	令和 6 年 11 月 12 日、被害者宅先丁字路で、本市道路パトロール車が、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
4	宮前区役所	7. 3. 26	円 194,700	令和 6 年 7 月 18 日、宮前区で、本市道路パトロール車が、駐車場から道路に出た際、被害者所有の塀に接触し、破損させたもの
5	消防局	7. 1. 29	円 908,699	令和 6 年 11 月 9 日、高津区で、本市救急隊員が、本市救急車から降車したところ、ブレーキ操作が不十分であったため、当該救急車が動き出し、駐車していた被害者所有の普通トラックに接触し、破損させたもの

6	消防局	7. 4. 14	円 762,233	令和7年2月9日、多摩区で、本市消防車が、左折した際、踏切を通過するために一時停止していた普通自動車に接触し、破損させたもの
7	環境局	7. 2. 17	円 2,392,825	令和6年8月7日、多摩区で、本市職員が、集積所から約2メートル離れた場所に置かれていた、段ボール箱等に入れられた被害者所有の衣服等をごみであると誤認し、当該衣服等を収集し、滅失させたもの
8	建設緑政局	7. 2. 12	円 131,811	令和6年10月30日、宮前区で、街路樹の枯れ枝が落下し、走行中の被害者所有の普通自動車を破損させたもの
9	建設緑政局	7. 2. 19	円 41,481	令和6年1月15日、麻生区で、被害者使用の軽自動車が、道路外に出るために左折しようとした際、破損していた縁石が跳ね上がり、当該軽自動車を破損させたもの
10	建設緑政局	7. 2. 19	円 211,556	令和6年9月1日、下麻生まつのき緑地で、枯れていた竹が倒れ、被害者使用の軽自動車を破損させたもの
11	建設緑政局	7. 3. 10	円 134,565	令和6年11月5日、麻生区で、被害者使用の自動二輪車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該自動二輪車が破損したもの
12	建設緑政局	7. 3. 11	円 137,500	令和6年5月28日、宮前区で、根元の腐食していた樹木が倒れ、隣接する被害者(ア)所有のフェンス及び被害者(イ)使用の普通自動車を破損させたもの
			円 476,080	
13	建設緑政局	7. 3. 11	円 228,512	令和6年6月12日、高津区で、被害者運転の自転車、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが外れて落輪し、被害者が転倒し、負傷したもの
14	建設緑政局	7. 3. 17	円 79,968	令和7年1月28日、夢見ヶ崎動物公園で、本市職員が、リヤカーを引いて移動中、当該リヤカーが駐車していた被害者使用の小型自動車に接触し、当該小型自動車を破損させたもの
15	建設緑政局	7. 3. 21	円 891,592	令和6年4月7日、はるひ野5丁目公園で、枯れていた樹木が倒れ、隣接する被害者所有のコンクリート柵を破損させたもの
16	建設緑政局	7. 3. 31	円 135,597	令和6年3月22日、多摩区二ヶ領用水宿河原線河川敷で、根元の腐食していた樹木が倒れ、横浜市青葉区在住者所有のフェンス等を破損させた事件について、保険法第25条第1項の規定に基づく損害賠償請求権が行使されたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
79	4.6.23	南武線登戸・中野島間こ線道路橋上部工架替え工事	横浜市西区平沼1丁目40番26号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員横浜支社長 照井 英之	完成期限 令和7年 3月31日	完成期限 令和7年 8月31日	7.3.31	鉄道事業者との協議に伴い、仮移設した電力ケーブルの防護材料を変更する必要が生じ、製作及び設置に期間を要するため、完成期限の変更を行うもの
127	5.10.13	中部児童相談所新築工事	川崎市川崎区桜本1丁目12番1号 野州・喜美代共同企業体 代表者 野州工業株式会社 代表取締役 大島 裕和 構成員 株式会社 喜美代建設 代表取締役 犬塚 正典	契約金額 1,212,091,100 円 完成期限 令和7年 3月31日	契約金額 1,219,852,700 円 完成期限 令和7年 5月30日	7.3.28	工事着手後に既設埋設配管の老朽化が判明し、更新が必要になったことに伴い、屋外附帯工事及び関連工事の作業工程の見直し等が生じたため、契約金額の変更及び完成期限の変更を行うもの

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
108	6.6.19	市道宮前 6号線道路改良 (南野川橋)(その2)工事	川崎市中原区田尻町61番地 織戸・河合共同企業体 代表者 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎 構成員 河合土木株式会社 代表取締役 河合 一徳	契約金額 679,096,000 円	契約金額 684,174,700 円	7.3.21	公共工事 設計労務単 価等の改定 (令和6年 3月)に伴 う特例措 置等によ り、契約 金額の変 更を行うもの

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年 月 日	請 求 の 要 旨
1	7. 2. 14	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料642,600円、延滞金及び令和6年10月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月96,400円の支払を求めるもの
2	7. 2. 14	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料285,700円、延滞金及び令和6年10月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月33,400円の支払を求めるもの
3	7. 5. 7	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料193,900円、延滞金及び令和6年12月8日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月27,700円の支払を求めるもの
4	7. 5. 7	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料488,951円、延滞金及び令和6年12月19日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月64,500円の支払を求めるもの
5	7. 5. 7	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和7年2月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月18,100円の支払を求めるもの